

第 3 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 船橋市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「第 2 次船橋市障害者施策に関する計画」が平成 26 年度末をもって期間が満了するに当たり、「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」策定のため、第 3 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に関すること
- (2) その他「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に必要な事項

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、委員 30 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 船橋市自立支援協議会委員 24 名以内
- (2) 学識経験者 2 名以内
- (3) 公募委員 4 名以内

3 委員の任期は、「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」の策定をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(公務災害補償)

第 7 条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年船橋市条例第 33 号)に準じて補償する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。